

書 評

立命館大学税法研究会

大塚正民著 『キャピタル・ゲイン課税制度』

アメリカ連邦所得税制の歴史的展開

伊 川 正 樹

わが国の譲渡所得課税制度は、いわゆる増加益清算説¹⁾によってその趣旨が説明される。すなわち、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上り益によりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨」とするものである。その帰結として、所得税法33条1項における譲渡所得は、有償・無償を問わず、あらゆる譲渡を課税対象とする解釈が最高裁判決によって確立されている²⁾。また、同法59条は、一定の無償譲渡等の場合に限り、時価による資産の譲渡があったものとしており（みなし譲渡制度）、未実現のキャピタル・ゲインに対する課税を定めたものである。こうした課税制度は、シャウプ勧告において提案された一体的なキャピタル・ゲイン課税制度に基づいて導入されたものであり、その趣旨は、キャピタル・ゲイン課税の無制限の延期を防止することであった。しかし、課税制度として技術的に複雑すぎたこと、執行が困難であったこと、日本の実情に合わないこととされたこと、資本蓄積が優先されたことなどの点を理由として³⁾、次第に未実現利益に対する課税対象の範囲が限定され、現行法では59条が掲げる一定の無償譲渡および低額譲渡の場合が残されているにすぎない。

大塚正民弁護士といえ、シャウプ勧告が目指したキャピタル・ゲイン課税制度と、わが国の現行みなし譲渡制度とを比較した上で、増加益清算説は、あたかもみなし譲渡制度自体が独自の存在理由を最初から有していたかのように説明するものであり、「理論的にも、また、実定法規定の沿革からしても、今日においてはもはや支持しがたいものとなっているといわなければならない」として、同説に対して根本的な疑問を呈した論稿⁴⁾が有名である。すなわち、シャウプ勧告が提案したキャピタル・ゲイン課税制度は、シャウプ使節団の主要メンバーが、当時のアメリカ税制におけるキャピタル・ゲイン課税制度に対して有していた批判的見解を基礎

とするものであり、戦後の占領下という特殊事情の下、当のアメリカにおいて未だかつて実施されたことのない、実現したキャピタル・ゲインは実現時に全額課税し、未実現のキャピタル・ゲインはみなし譲渡制度および富裕税に服せしめることを目的とする一体的な課税制度であった。もっとも課税制度としては、実際上の困難を考慮して、ある程度近似値的な、実行可能と思われる妥協的な便宜的方策であった。しかし、こうしたキャピタル・ゲイン課税制度は、実施後わずか数年で法改正が行われ、譲渡所得の全額課税、譲渡損失の全額控除という原則が崩れ、みなし譲渡制度の対象範囲は後退の一途をたどり、今日ではかすかに痕跡をとどめるだけのものとなってしまっている。かくして、一体的な課税制度として創設されたキャピタル・ゲイン課税制度の一部分要素にすぎないみなし譲渡制度が、独自の存在理由を有するかのように説明することは立法経緯からして適切ではなく、現行法の解釈としては、所得税法33条1項にいう「資産の譲渡」は対価の受入れを伴う資産の移転を指すものと解すべきであり、同法59条1項は、譲渡所得に対する課税時期に関する特例規定であって、本来ならば課税時期に至っていない所得を課税適状の所得とみなす規定であって、増加益に対する無限の課税延期を防止するためのものと解する方が実定法の解釈として無理がないと論じられる。本書は、こうした大塚弁護士の年来の主張を、原典資料の丹念な調査に基づいて実質的に補強するものである。

本書の特徴は次の2点である。第一に、基本視点を「アメリカ連邦所得税制におけるキャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置に関する立法および判例の歴史的展開」とし、同国における1913年から1986年までの立法および判例の動向を5つの期間に分けて、個人・法人それぞれの納税者にどのような措置を与えてきたかを時系列的に把握する点である。

本書において前史期（第1章）と位置づけられる期間が始まる1913年といえば、所得税修正と呼ばれる合衆国憲法第16修正が成立し⁵⁾、最初の恒久的連邦所得税法としての1913年所得税法が制定された年である。これにより、アメリカにおいて本格的に所得税制度が実施されることになる。しかし当時は、「キャピタル・ゲイン」というカテゴリーは存在せず、あらゆる資産の譲渡による所得は通常所得として課税されていた。この時期に連邦最高裁が下した判決として、実現した所得のみが課税所得となることを明らかにした *Eisner v. Macomber*, 252 U. S. 189 (1920) が紹介されている（25～28頁）。

本書の分類にしたがってそれ以後の期間とそれぞれの立法上の特徴を示すと、次のようになる。1921年から1924年までの第1期（第2章）は、個人にだけキャピタル・ゲイン優遇措置が適用された時期、1924年から1932年までの第2期（第3章）

は、個人にだけキャピタル・ゲイン優遇措置とキャピタル・ロス冷遇措置が適用された時期、1932年から1942年までの第3期(第4章)は、法人にキャピタル・ロスの冷遇措置だけが適用された時期、1942年から1986年までの第4期(第5章)は、個人および法人双方にキャピタル・ゲイン優遇措置とキャピタル・ロス冷遇措置が適用された時期ということになる。その後、1986年のレーガン税制改革によって、キャピタル・ゲイン優遇措置が廃止されるが、1990年一括予算調整法により個人のキャピタル・ゲイン優遇措置が復活することになる。

このような視点から立法の推移を見ると、段階的にキャピタル・ゲインおよびロスに対する優遇ないし冷遇措置が整備されてきたことがわかるが、興味深いのは、立法過程において連邦議会がどのような議論をし、何を指してこうした措置を講じてきたかという点を本書が明らかにしていることである。この点につき、著者は当時の議会資料の原典を参照し、当時の連邦所得税法のキャピタル・ゲインないしロスに対する扱いが、歳入減と租税回避を招いていたことに対応するために、必要な措置を講じてきたことを指摘している。これらの事実の中で重要な要素となっているのが、キャピタル・ゲイン以外の所得、すなわち通常所得に適用される税率の変動であり、それがキャピタル・ゲインの取扱いに大きな影響を与えていることがわかる。さらに、ある利得ないし損失がキャピタル・ゲインまたはロスと扱われる場合、それらと相殺できる所得ないし損失はキャピタル・ゲインまたはロスの範囲内に限られるのか、それとも通常所得または損失との間でも可能なのか、またその範囲いかに、および繰越しまたは繰戻しの可否ならびにその期間といった課税制度全体の枠組みの中でキャピタル・ゲインまたはロスをとらえることにより、歳入増と課税の公平という目的を実現するために最適と考えられる措置が講じられてきたことが描き出されている。本書で示されるこうした一連の史実は、キャピタル・ゲイン優遇措置を講じたとしても、他の制度との関連で結果として連邦政府の歳入増につながるように制度が設計されていることを表しており、功利的な同国の思想の反映を垣間見ることができる。同時に、キャピタル・ゲインに課税することに対する、封じ込め効果(lock-in effect)や凍結効果(freezing effect)といった懸念に対して、連邦議会がいかに対応してきたかを正確に知ることができる。

本書の第二の特徴は、それぞれの特徴をもつ制定法下で争われた連邦最高裁の判決が紹介されているが、それらを当時の制定法の解釈論として検討するのではなく、キャピタル・ゲイン優遇措置およびキャピタル・ロス冷遇措置の歴史的展開において、連邦最高裁の判例を歴史上の出来事として理解しようとする視点である。本書で取り上げられている判決はいずれもアメリカ所得税法(個人および法人)の標準

的なケースブックに収録されているような有名なものばかりであるが、単なる解釈論を超えて紛争の根底となっている事情を知ることが、法社会的な観点から興味深いだけでなく、当該制度の真の意味を理解することにもつながる。例えば、キャピタル資産の定義に関して、たとえ明文上の適用除外資産に該当しなくても、キャピタル・ゲインおよびロス課税制度の立法趣旨からして、なお適用除外資産に該当する場合が存するとする有名な *Corn Products doctrine* を示した *Corn Products Refining Co. v. CIR*, 350 U.S. 46 (1955) では、真の争点は法人所得税ではなくそれを基準所得額とする超過利得税であり、同社の被った損失は、キャピタル・ロス、通常損失のいずれに該当するのが当事者にとって問題であったことが指摘されている(81~84頁)。

また、本書における各判決は制定法に基づく解釈の点から見ても正確に紹介されており、アメリカ連邦所得税法、なかでもキャピタル・ゲインまたはロス課税に関する判例の動向を知る上でも格好のガイドとなっている⁶⁾。すなわち、同国においてある所得ないし損失がキャピタル・ゲインないしロスとして扱われるためには、「キャピタル資産 (capital asset)」(IRC § 1221)の「売却または交換 (sale of exchange)」であること(IRC § 1222)を要する。したがって、ある資産の取引がこうした定義に該当するか否かで、通常所得ないし損失とは区別されて優遇または冷遇措置が適用されるキャピタル・ゲインないしロスとなるかどうかが決せられることになる。この点、わが国所得税法33条1項が、譲渡所得の要件として、「資産の譲渡」と定めていることから、それぞれの定義が問題となる状況と類似性を見出すことができる。

アメリカ連邦所得税法における「キャピタル資産」の定義は、1921年歳入法において最初に立法されたが、その後、判例を通じてその範囲、内容を拡大または画定してきた。その中で代表的な原則を宣言したものとして、*Hort v. CIR*, 313 U.S. 28 (1941)(70~72頁)や前述の *Corn Products* 判決、*Arrowsmith v. CIR*, 344 U.S. 6 (1952)(135~138頁)、*CIR v. P. G. Lake Inc.*, 356 U.S. 260 (1958)(139~141頁)、*Arkansas Best Corp. v. CIR*, 485 U.S. 212 (1988)(155~157頁)などの判決が簡潔かつ正確に紹介されている。また、先述の *Eisner v. Macomber* や *Crane v. CIR*, 331 U.S. 1 (1947)(78~81頁)、*CIR v. Tufts*, 461 U.S. 300 (1983)(150~152頁)など、所得概念に関する基本的な判例が紹介されていることは、キャピタル・ゲインに関する取扱いがアメリカ連邦所得税制において重大な役割を果たしていたことの証左である。

さらに、「売却または交換」の要件について、任意的な移転と強制的な移転の双

方が含まれるとする一般原則を示した *McClain v. CIR*, 311 U. S. 527 (1941) (72~73頁) や *Helvering v. Hammel*, 311 U. S. 504 (1941) (73~75頁) が紹介されており、わが国の所得税法33条1項にいう「譲渡」の包括的な内容と軌を一にする解釈が展開されていること、および非任意の移転による所得は例外的に非課税とされる制定法上の位置づけを理解する一助となっている。

こうしたアメリカ税制に関する詳細な歴史的分析を踏まえて、終章では、わが国のみなし譲渡制度に関するシャウブ勧告との関連が改めて検討されている。この点に関する林健久教授による、シャウブ勧告の運命が短命であったのは、シャウブらが同勧告を租税理念実現の場ととらえていたことを原因とするものであるとの評価に対して、筆者は、みなし譲渡制度に関する限り、この見解は一部妥当するが、一部は妥当しないとの結論を下している。その意図するところは、みなし譲渡制度は、「アメリカ税制についてのシャウブらの意見なり批判なりが、アメリカでは実現できずに日本にその場を見出した結果ではないか」との同教授の見解は妥当であるものの、「全面的なみなし譲渡制度」そのものは短命であったが、みなし譲渡制度そのものは、今日でも取得価額の引継ぎを原則とし、例外的にみなし譲渡課税を行うというように形を変えながらも、シャウブ勧告の本来の趣旨が現に生き残っているということである。

アメリカにおいては未だかつてみなし譲渡制度は導入されたことがないが、唯一1976年歳入法 section 1023によって贈与の場合に限って取得価額の引継ぎが採用されたことがある(117~119頁)。ただし、この規定は例外的な場合を除き、実際には一度も実施されることなく1980年には廃止されてしまったという経緯がある。こうした事実からも、わが国所得税法におけるみなし譲渡制度は特異な存在であり、例外的な位置づけが与えられるべきである。著者は本書において明言していないが、こうした例外的な制度をあたかも独自の存在であるかのように説明する増加益清算説は、現行法の解釈として妥当性を失っているということを改めて訴えかけるのが本書の真の狙いではないだろうか。その意味で、本書は、わが国の譲渡所得課税のあり方を再検討する上で必読の書である。

- 1) 以下、「増加益清算説」「みなし譲渡制度」などの語は、本書および大塚弁護士の一連の論稿にしたがう。
- 2) 最判昭43・10・31 訟月14巻12号1442頁, 最判昭47・12・26 民集26巻10号2083頁, 最判昭50・5・27 民集29巻5号641頁。学説として、浅沼潤三郎「財産分与としての不動産の譲渡と譲渡所得課税」民商法雑誌77巻2号114頁, 122頁以下(1977年), 金子宏『租税法(第十二版)』193頁(弘文堂・2007年)。なお、黒川功「譲渡所得学説と税法解釈学の方法

論(1)」税理28巻9号118頁以下(1985年)参照。

- 3) 渋谷雅弘「シャウブ勧告における所得税」租税法研究28号71頁(2000年)。
- 4) 「みなし譲渡制度に関するシャウブ勧告とアメリカ税制との関連(1)(2・完)」税法学306号19頁, 307号1頁(ともに1976年)。
- 5) この経緯の詳細については, 大塚正民「アメリカ合衆国憲法第16修正(所得税修正)成立史」田中英夫編集代表『英米法の諸相』125頁以下(東大出版会・1980年)参照。
- 6) 以下に紹介する判決は, ほとんどが Klein, Bankman, Shaviro, Federal Income Taxation, 13th ed. および Freeland, Lathrope, Lind, Stephens, Federal Income Taxation, 13th ed. に紹介されているものである。このことから, 本書で取り上げられている各判決が, アメリカ連邦所得税において重要であることが裏づけられる。